

# 船舶事故調査報告書

平成27年11月12日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）  
委員 小須田 敏  
委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年5月7日 05時34分ごろ
発生場所	鳥取県鳥取市夏泊 <sup>なつどまり</sup> 漁港北方沖 長尾鼻灯台から真方位288° 680m付近 (概位 北緯35° 32.29′ 東経134° 00.02′)
事故調査の経過	平成26年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>ながお</sup> 長尾丸、6.6トン TT2-1934（漁船登録番号）、鳥取県漁業協同組合 13.41m (Lr) × 3.78m × 1.09m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和62年4月18日
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年7月10日 免許証交付日 平成24年6月6日 (平成30年4月4日まで有効) 甲板員A 男性 67歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか5人が乗り組み、夏泊漁港北方沖の定置網漁場に設置した定置網を揚げるため、平成26年5月7日05時00分ごろ夏泊漁港の係留地を出港し、05時10分ごろ漁場に到着して揚網を開始した。 船長は、袋網に入った魚を逃がさないために袋網の入口を開閉するための、‘長さが約20～30m、直径が約18mmのポリエチレンロープ’（以下「本件ロープ」という。）を使って同網を閉じる作業を行おうとしたところ、海藻が本件ロープに絡まり外れなかったため、左舷中央部のコーンローラに本件ロープを挟んで外すこととした。 甲板員Aは、船首から左舷中央部へ移動して船長の作業を手伝うこととし、本件ロープを停止していたコーンローラに挟み、両手で本件ロープをつかみ、本件ロープから海藻を外そうとしていたとき、コー

	<p>ンローラが回転を始め、本件ロープをつかんでいた右手がコーンローラに巻き込まれた。</p> <p>船長は、甲板員Aの叫び声に気づき、急いでコーンローラの回転を止めた。</p> <p>甲板員Aは、本船の作業支援に使用していた僚船で夏泊漁港まで運ばれ、船長が要請した救急車で病院に搬送され、右手母指末節骨折、右手母指挫創及び右手挫創と診断され、9日間入院した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 コーンローラの状況 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p> <p>日出時刻：05時07分</p>
その他の事項	<p>コーンローラは、直径約30cmのゴム製の球体2個を接して並べ、回転する2個の球体の接触面に網を挟み込ませて巻き揚げる回転式巻取機で、左舷中央部の甲板上約1.2mの位置に設置されていた。</p> <p>コーンローラの電源は、操舵スタンドの右舷側及び船尾側にあり、作業中はいつも電源が入っていた。</p> <p>コーンローラの操作レバーは、同ローラの下方に設けられており、レバーを作動すれば、ローラを回転させることができた。</p> <p>コーンローラの回転速度は、3段階で選べるが、本事故当時は、中間の速さであった。</p> <p>夏泊漁港での定置網漁業は、平成26年4月23日から操業が開始され、船長は、それまでは刺し網漁だけを行っていたが、同日から定置網漁業も始めた。</p> <p>船長は、コーンローラを使用して海藻を外す作業を行う際、甲板員Aの作業状況を確認せずにコーンローラの操作レバーを操作した。</p> <p>甲板員Aは、以前に漁業の経験はなく、4月1日から本船に乗り組み漁業を始めたが、本事故当時、健康状態は良好であった。</p> <p>甲板員Aは、カッパ及び救命胴衣を着用し、ゴム手袋をはめ、長靴を履いていた。</p> <p>甲板員Aは、コーンローラの使用方法を熟知しておらず、また、その危険性を認識していなかった。</p> <p>船長は、コーンローラを使用するに際し、その使用方法及び危険性について、ふだんから乗組員に対し、注意を与えておらず、またコーンローラを作動、停止するときの合図や声掛けをすることはなかった。</p> <p>船長は、コーンローラが回転を始めてすぐに甲板員Aの叫び声に気付いた。</p>
分析 乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与          気象・海象等の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          なし</p> <p>本船は、夏泊漁港北方沖の定置網漁場で揚網中、船長が、コーンローラを使用して本件ロープから海藻を外す作業を行う際、甲板員Aと作業方法等について情報の共有を行っていなかったことから、甲板員Aが本件ロープを停止していたコーンローラに挟み込もうとしていたとき、コーンローラを回転させ、甲板員Aの右手が動き始めたコーンローラに巻き込まれて右手母指等を負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、コーンローラの使用方法や危険性について、ふだんから乗組員と十分なコミュニケーションを図っていなかったことから、不慣れな甲板員Aに対しても情報の共有を行っていなかった可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、夏泊漁港北方沖の定置網漁場で揚網中、船長が、コーンローラを使用して本件ロープから海藻を外す作業を行う際、甲板員Aと作業方法等について情報の共有を行っていなかったため、甲板員Aの右手が動き始めたコーンローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、コーンローラを使用するに際し、その危険性を認識し、乗組員に対しても十分に周知しておくこと。</li> <li>・ コーンローラを作動、停止させる際は合図や声掛けをすること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

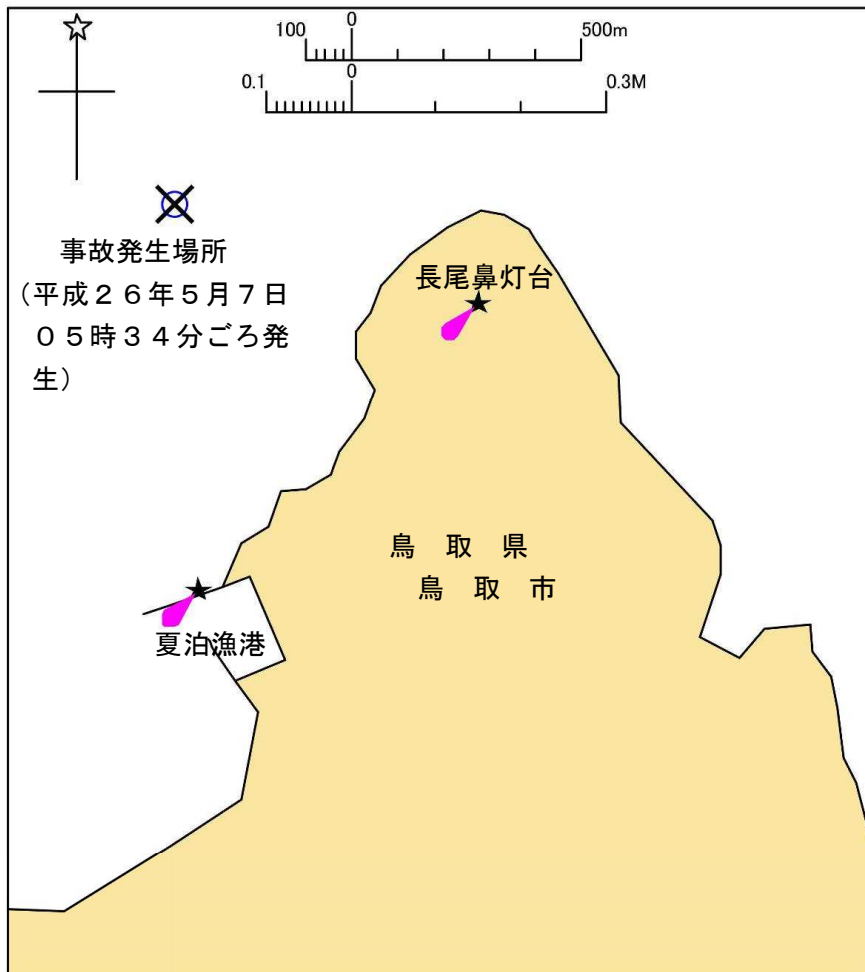


写真1 本船



コーンローラ

写真2 コーンローラの状況

